

射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第13条 省略</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 財務管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、当該工事設計担当部次長</p> <p>(3) 委員 当該工事設計担当課長、契約担当課長</p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 財務管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、当該工事設計担当部次長及び検査監</p> <p>(3) 委員 当該工事設計担当課長及び契約担当課長</p> <p>第15条以下 省略</p>	